

ひとり親家庭等に関する施策・制度について

令和6年3月26日

～目次～

- 1) ひとり親家庭の現状
- 2) 令和5年度補正予算
- 3) 令和6年度予算案における
ひとり親家庭の自立支援策

1) ひとり親家庭の現状

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯)	1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) [7 9 . 6 %] 死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [5 . 3 %]	離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) [7 0 . 3 %] 死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [2 1 . 1 %]
3 就業状況	8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %]	8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %]
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %]	6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %]
うち 自営業	5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %]	1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %]
うち パート・アルバイト等	3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %]	4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]

※令和3年度 全国ひとり親世帯等調査より

※令和3年度の調査結果は推計値であり、前回（平成28年度）の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※（ ）内の値は、前回（平成28年度）調査結果を表している。（平成28年度調査は熊本県を除いたものである）

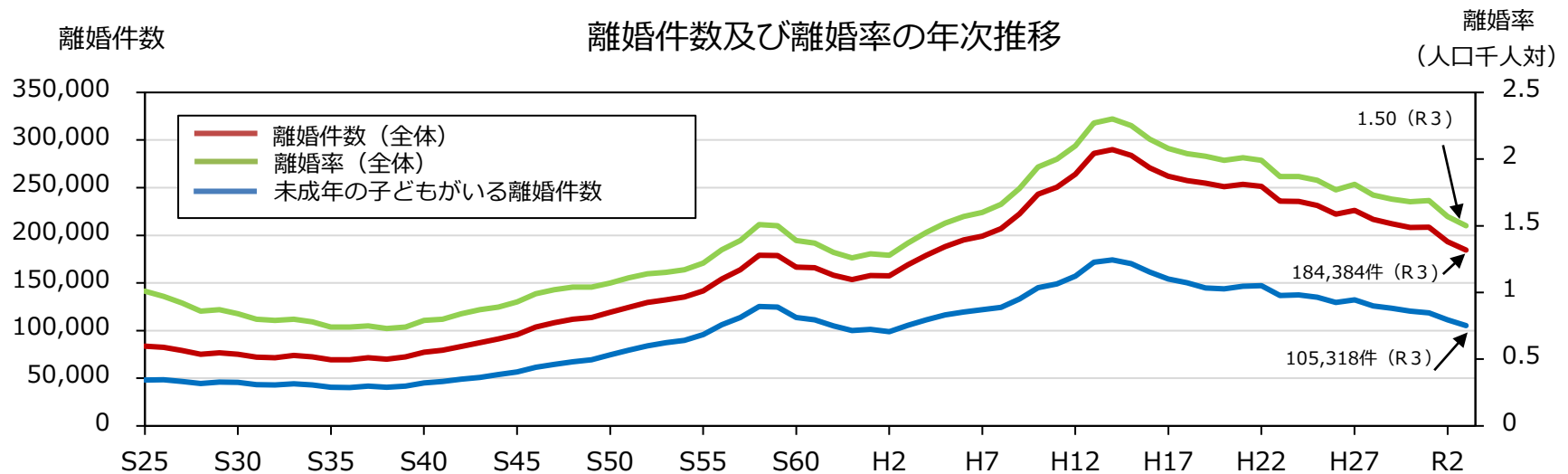
※ [] 内の値は、令和3年度の調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

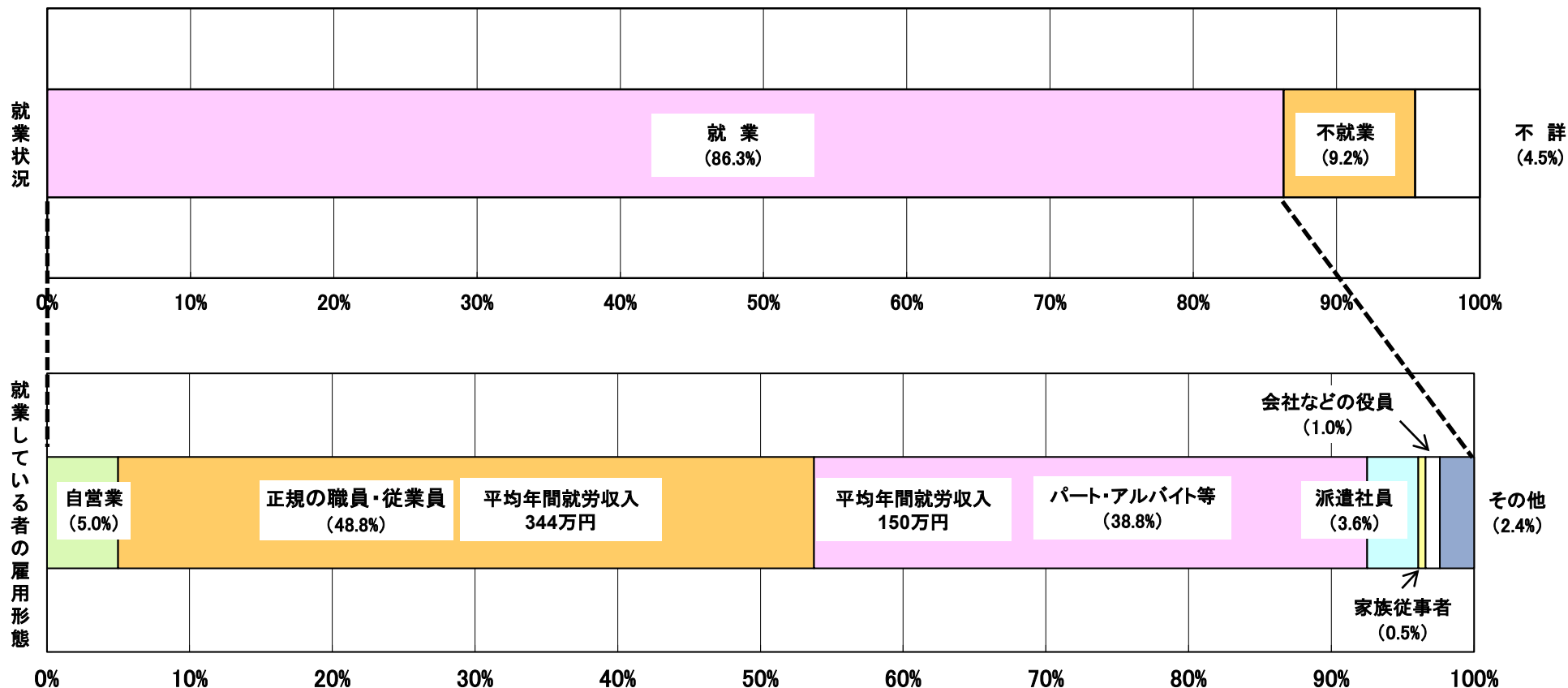
母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約77万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯
(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約120万世帯、父子世帯数は約15万世帯
(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)
- 児童扶養手当受給者数は約85.5(確定値)万人(令和3年度末時点、福祉行政報告例)
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母10.8%、死別5.3%となっている。
父子世帯になった理由は、離婚が69.7%と最も多く、次いで死別が21.3%となっている。
※昭和58年では母子世帯、父子世帯ともに離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約18.4万件(令和3年人口動態統計(確定数))
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約10.5万件で、全体の57.1%となっている。
- 離婚率(人口千対)は1.50(令和3年人口動態統計(確定数))。韓国2.1(2020年)、アメリカ2.3(2020年)、フランス1.9(2016年)、ドイツ1.7(2020年)、スウェーデン2.5(2020年)、イギリス1.7(2020年)より低く、イタリア1.1(2020年)よりは高い水準(OECD Family database)。



母子家庭の就業状況

- 母子家庭の86.3%が就業。「正規の職員・従業員」が48.8%、「パート・アルバイト等」が38.8%（「派遣社員」を含むと42.4%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

(参考) 非正規の職員・従業員(15歳~64歳)の割合

男女計 32.7%

男 16.7%

女 50.8%

※ 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など

(出典) 労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)平均結果

母子家庭の現状（所得状況）

- 母子世帯の総所得は年間328.2万円。「児童のいる世帯」の42%に留まる。（2022年国民生活基礎調査）
 - その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の37%に留まる。
- （参考）「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は44.5%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別 1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	545.7	399.6	109.7	15.3	6.0	15.1
児童のいる世帯	785.0	721.7	24.5	11.6	19.1	8.1
母子世帯	328.2	270.6	10.2	0.1	40.9	6.3
	1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）					
全世帯	100.0	73.2	20.1	2.8	1.1	2.8
児童のいる世帯	100.0	91.9	3.1	1.5	2.4	1.0
母子世帯	100.0	82.5	3.1	0.0	12.5	1.9

（出典）2022年国民生活基礎調査（2021年の所得状況）

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

養育費と親子交流の状況

(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)

養育費	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	46.7% (42.9%)	28.3% (20.8%)
現在も受給している ※3	28.1% (24.3%)	8.7% (3.2%)

養育費の取り決めをしている世帯でみると、「現在も受給している」は、母子世帯で57.7% (53.3%)、父子世帯で25.9% (15.6%)である。

親子交流	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	30.3% (24.1%)	31.4% (27.3%)
現在も行っている ※3	30.2% (29.8%)	48.0% (45.5%)

※1 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※2 ()内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※3 取り決めの有無にかかわらない。

養育費受領率の達成目標について

令和5年4月25日
内閣府男女共同参画局
こども家庭庁支援局
法務省大臣官房
法務省民事局

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、養育費の受領率に関する達成目標を定めることが明記されたところ。昨年12月に厚生労働省より公表された「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」の結果等を踏まえ、達成目標を以下のとおり定める。

【養育費受領率の達成目標】

希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは2031年に、全体の受領率(養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率)を40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す

(補足事項)

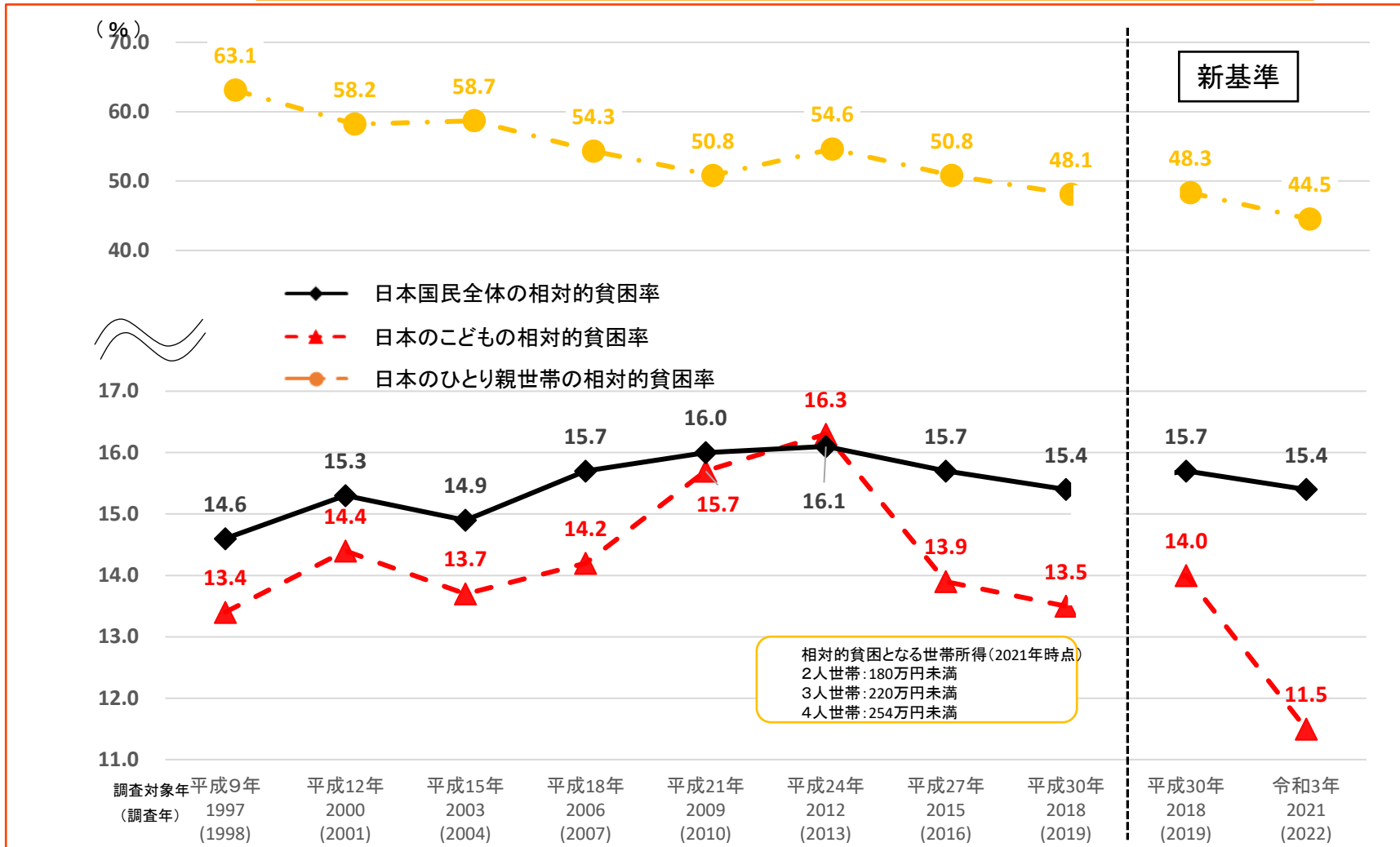
- ・養育費の受領率は、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」における母子世帯の数値を指標とする。
- ・本目標は、2026年の養育費受領率の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- ・2031年以降の目標については、2031年の養育費受領率等の結果を踏まえ、新たに定めることとする。

(参考) 養育費受領率の推移

	2003年	2006年	2011年	2016年	2021年
総数	17.7%	19.0%	19.7%	24.3%	28.1%
うち、養育費の 取り決めをして いる世帯	—	—	50.4%	53.3%	57.7%

- (備考) 1. 2011年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、2016年及び2021年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 養育費受領率は、母子世帯の値。
3. 2021年の養育費受領率は実数値。
4. 養育費の取り決めをしている世帯の養育費受領率は、2011年から公表。

こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 (出所)国民生活基礎調査(厚生労働省)

貧困率の国際比較

相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率										
順位	国名	割合	順位	国名	割合	計			大人が一人			大人が二人以上				
						順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合		
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0		
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8		
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5		
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4	4	チェコ	3.6		
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	5	スロベニア	4.0		
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	6	スイス	4.1		
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	フランス	24.1	7	アイルランド	4.5		
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	スロベニア	24.5	7	ノルウェー	4.5		
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	ラトビア	24.8	9	ベルギー	5.3		
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	スウェーデン	25.3	10	スウェーデン	5.4		
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ギリシャ	26.8	11	フランス	6.0		
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	ドイツ	27.2	12	オランダ	6.3		
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	13	アイルランド	27.5	13	ポーランド	6.4		
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	13	ポルトガル	27.5	14	ドイツ	6.7		
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	イギリス	28.1	15	ニュージーランド	7.3		
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	チェコ	28.4	16	オーストリア	7.5		
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	17	エストニア	29.1	16	エストニア	7.5		
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	18	ラトビア	7.6		
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	19	カナダ	7.7		
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	19	ハンガリー	7.7		
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	21	日本	8.6		
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	22	オーストラリア	8.8		
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	リトアニア	9.5		
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	9.7		
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	イギリス	9.9		
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	26	スロバキア	10.2		
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	韓国	10.7		
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.1		
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.2		
29	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.9		
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	31	メキシコ	15.3		
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	32	イタリア	15.8		
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	33	スペイン	16.4		
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	34	チリ	16.7		
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	35	イスラエル	17.7		
35	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	36	トルコ	18.2		
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	—	—	37	コスタリカ	22.1		
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	—	—	—	コロンビア	—		
OECD平均		11.4	OECD平均		12.4	OECD平均			11.0	OECD平均			31.8	OECD平均		9.2

(注1)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」の出典はOECD "Income Distribution Database"。「こどもがいる世帯の貧困率」の出典はOECD Family Database "Child poverty"。いずれも2023年9月29日閲覧。
(注2)「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2021年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。
(注3)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」のチリ及びアイスランドは2017年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは2019年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデンは2021年、それ以外の国は2020年の数値。コロンビアは数値なし。
(注4)「こどもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは2014年、オランダは2016年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは2019年、コスタリカは2020年、日本は2021年、それ以外の国は2018年の数値。大人が一人のこどもがいる世帯の貧困率のスイスの数値はOECDデータベース上0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。
(注5)各項目のOECD平均は、37か国(「こどもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については36か国)の単純平均。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等によるこどもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋①）

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（5）多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

- また、こどもの貧困対策は、我が国に生まれた全てのこどもの可能性が十全に発揮される環境を整備し、全てのこどもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約45%が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特にひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。

（こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進）

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

（貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援）

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する伴走的な学習支援を拡充し、新たに受験料等を支援することで進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、こどもたちが、貧困によって食事が十分にとれなかったり、様々な体験に制約を受けることがなくなるよう、貧困家庭への宅食を行うとともに、地域にある様々な場所を活用して、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる食事や体験・遊びの機会の提供場所を設ける。こうした取組を通じて、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制強化する。

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋②）

（ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等）

- 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大し、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、幅広い教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金）について、助成割合の引上げ等を行うとともに、ひとり親に対する就労支援事業等について、所得等が増加しても自立のタイミングまで支援を継続できるよう、対象者要件を拡大する。
- ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるため、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を強化する。
- 養育費の履行確保のため、養育費の取決め等に関する相談支援や養育費の受取に係る弁護士報酬の支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る。
- 児童扶養手当の所得限度額について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から見直すとともに、3人以上の多子世帯についての加算額を拡充することとし、このための所要の法案を次期通常国会に提出する。

Ⅲ－3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- こども・子育て政策の充実は、決して、「加速化プラン」で終わるものではない。こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算を更に検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。今後更に政策の内容の充実を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかあらゆる選択肢を視野に入れて更に検討する。

「加速化プラン」による施策の充実 【貧困】

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題

- ◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い

ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%）

- ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある

食料が買えない経験 ひとり親世帯34.9%
子育て世帯16.9%

- ◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。

- ◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がある

母子世帯の母の年収中央値
208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年）

- ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮

- ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう

- ◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い

加速化プランでの対応

こどもの貧困対策

●こどもの学習支援・生活支援の強化

- ▶ 地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始



●こどもの生活支援の強化

- ▶ **こども食堂や学び体験**などの場を増やす
- ▶ アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ）



ひとり親家庭への支援

●ひとり親の就業支援・自立支援の強化

- ▶ **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充**



●児童扶養手当の拡充

- ▶ **所得制限の見直し**
 - ✓満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
 - ✓所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円
 - ▶ **多子加算の増額**
 - ✓**第3子以降の額**（6,250円）を第2子と同額（10,420円）に増額
- * R5年度の額。額は物価スライドによって変化。

●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和

- ▶ 所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめぐりに利用可能**に

●養育費確保支援の強化

- ▶ 養育費の取り決め等の相談にのる **弁護士報酬への補助**



目指す姿

経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る

食事や生活に困ったときに頼れる場所が身近にあり、必要な支援が受けられる

手に職をつけて、**安定的な収入**を得られる

働き控えに対応し、児童扶養手当が自立を下支えする

多子のひとり親家庭の生活が**安定**する

養育費をしっかりと受け取れるひとり親家庭を増やす **15**

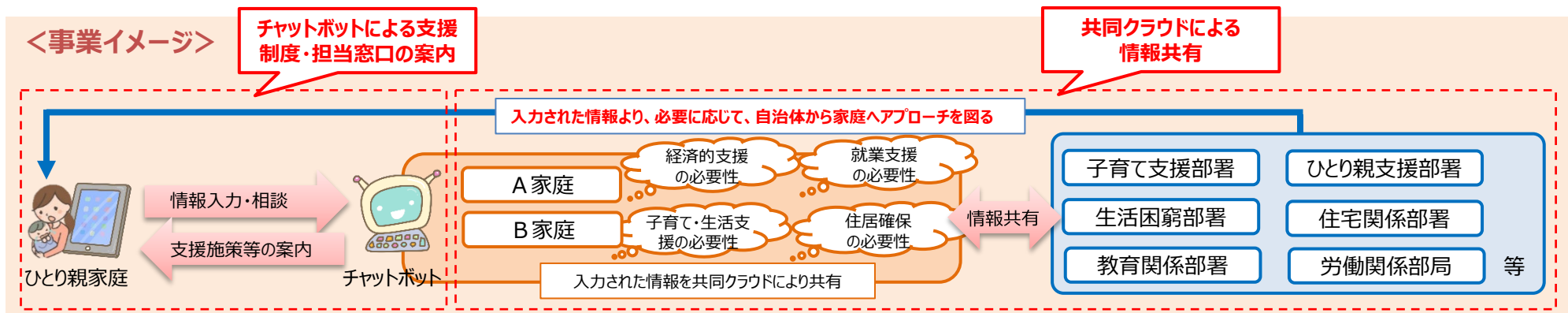
2) 令和5年度補正予算

1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

○**地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（子ども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、子ども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）

○**要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

食事の提供



体験の提供



子ども用品の提供



発見

連携

市区町村

子ども家庭センター

学校・教育委員会

市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

要保護児童対策地域協議会



支援が必要な子ども

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要（拡充内容）

①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：53,000円上限

②模試費用

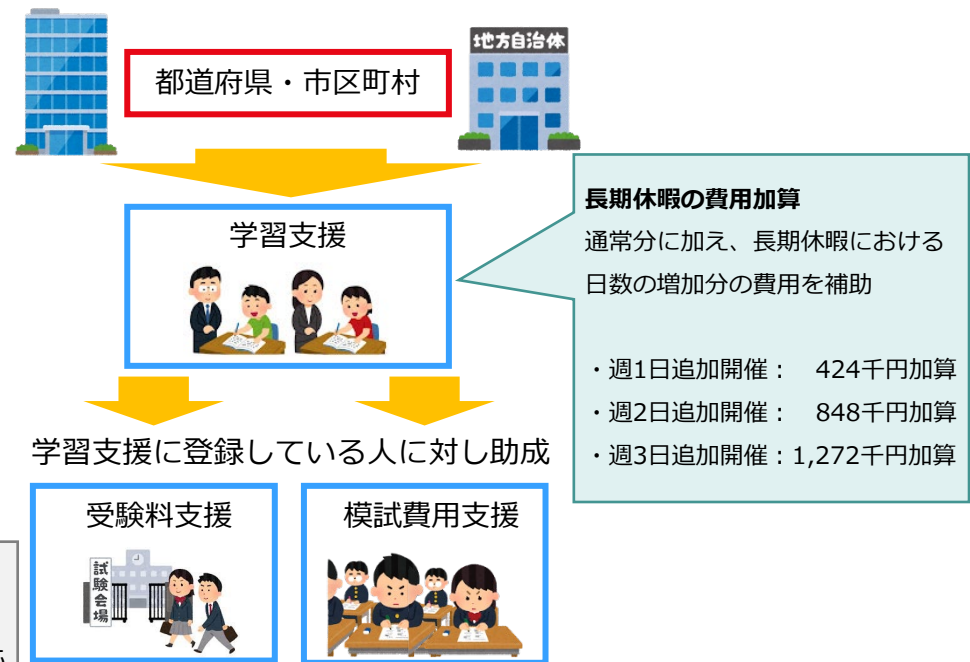
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：8,000円上限
- ・ 中学3年生：6,000円上限

③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

- ※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
- ア. 児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
 - イ. 自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等している子ども



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

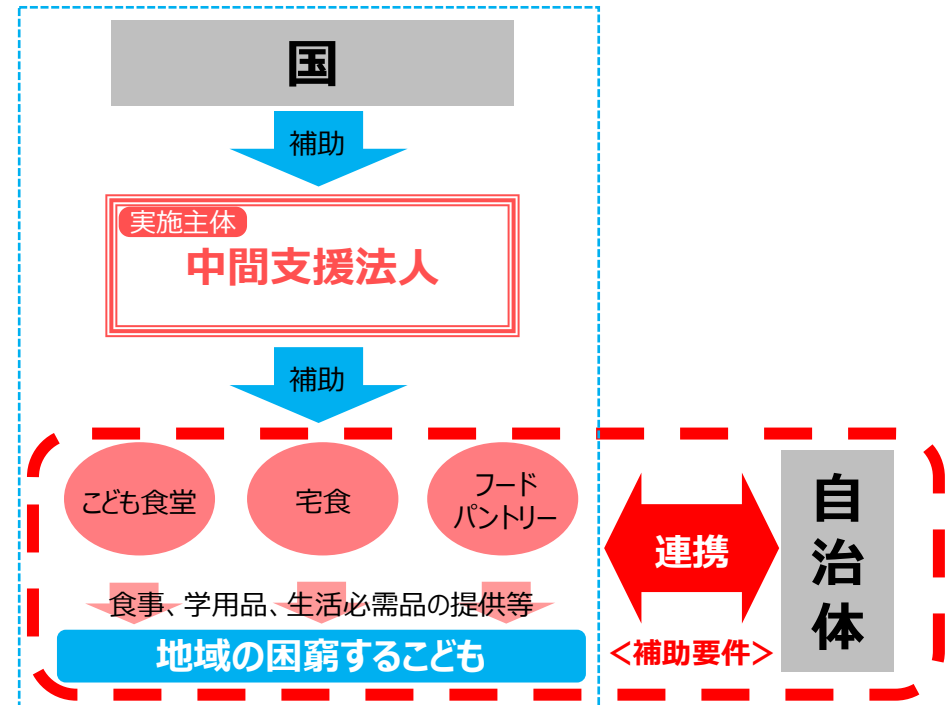
- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親家庭等の子どもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

3) 令和6年度予算案における
ひとり親家庭の自立支援策

【目次】

○ 児童扶養手当	P23
○ ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し	P25
○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業	P26
○ 自立支援教育訓練給付金	P27
○ 高等職業訓練促進給付金	P28
○ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	P29
○ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P30
○ ひとり親家庭等生活支援事業	P31
○ ひとり親家庭住宅支援資金貸付	P32
○ 離婚前後親支援事業	P33
○ 親子交流支援事業	P34
(参考資料) 令和6年度予算案における新規・拡充以外の事業	P36

令和6年度予算案 1,493億円 (1,486億円) ※ () 内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和6年4月～）>

- 月額
 - ・全部支給：45,500円 ・一部支給：45,490円～10,740円
 - ※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
- 加算額（児童2人目）
 - ・全部支給：10,750円 ・一部支給：10,740円～5,380円
 - ※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円
- 改**（児童3人目以降1人につき）
 - ・**児童2人目と同額※R6年11月分から**（改正前は・全部支給：6,450円 ・一部支給：6,440円～3,230円）
 - ※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円

<所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）> **※R6年11月分から**

- 全部支給（2人世帯）：**190万円**（←160万円） 一部支給（2人世帯）：**385万円**（←365万円）

<支給期月> ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 818,978人（令和5年3月福祉行政報告例）

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。

①所得限度額の引き上げ（対象見込み者数：約44万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費 29億円）

- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

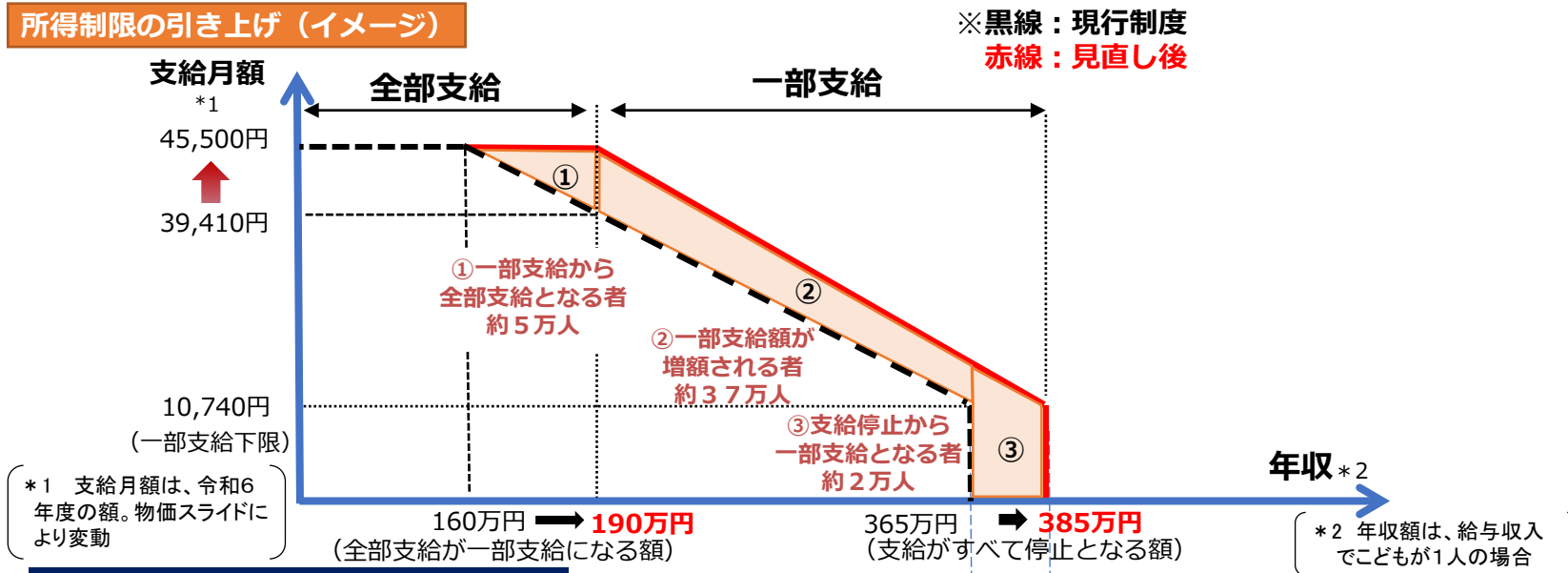
②多子加算の拡充（対象見込み者数：約11万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費 5億円）

- ・第3子以降の加算額（**6,450円**）を第2子の加算（**10,750円**）と同額まで引き上げる。*加算額は令和6年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施を想定

・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないよう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。

所得制限の引き上げ（イメージ）



就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策
(= 児童扶養手当の受給と連動)

上イメージ図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめどに利用可能**にするなど自立の下支え

- ひとり親支援にかかる事業の対象者要件(児童扶養手当受給相当の所得要件)を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図る。
(対象者要件見直し事業の令和6年度予算案は、いずれも「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」(163億円の内数)に計上)

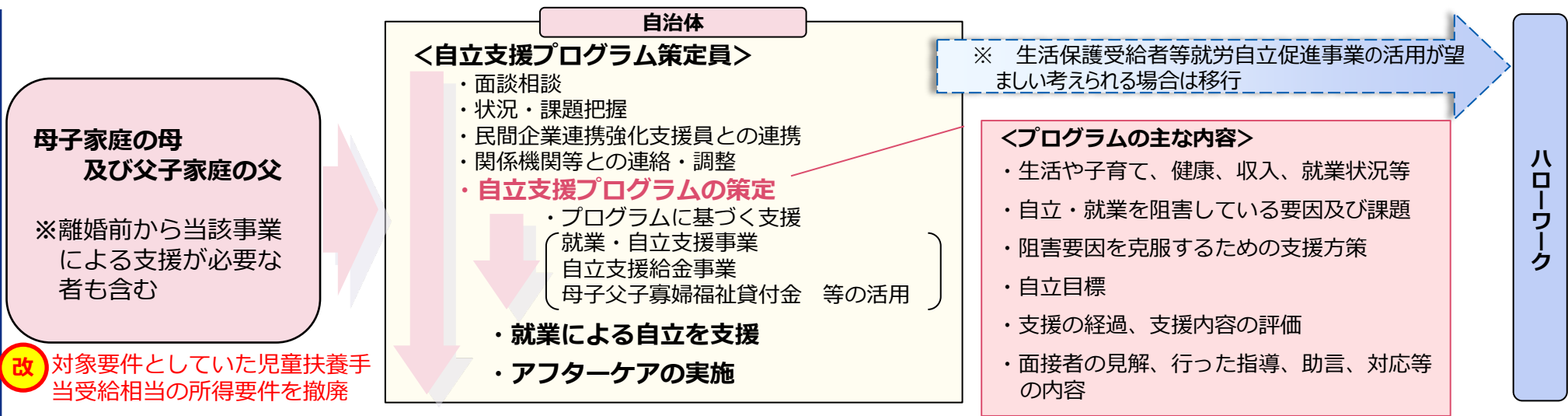
対象者要件見直し事業	支援内容	見直し内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃(※)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、その費用の一部を支給し、ひとり親家庭の母又は父の学び直しを支援する。	(※) 自立を図るための活動を行うこと(自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等)を要件として追加
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 緩和(※)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	(※) 児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付を行う。	

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助単価】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
 キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	40か所 (85.1%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	509か所 (65.3%)	614か所 (67.5%)

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和3年度	5,339件	3,341件

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

2 事業の概要

＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 改** ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃）
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円
 - 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。
- 改** ⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】

令和3年度支給件数 2,248件 就業実績 1,657件

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
改 ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。)
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置(1年以上→6月以上)を恒久化。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置(6月以上の訓練を通常必要とする民間資格)を恒久化。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【支給対象期間】修業する期間(上限4年)

【支給額】

月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)
 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
 ※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

【令和3年度総支給件数】7,774件(全ての修学年次を合計)

【令和3年度資格取得者数】2,757人(看護師1,133人、准看護師845人、保育士171人、美容師129人など)

【令和3年度就職者数】2,092人(看護師1,002人、准看護師468人、保育士148人、美容師100人など)

1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者



高等職業訓練促進給付金の拡充に伴い、
対象者要件を緩和（児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。））

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

3 実施主体等

- 【実施主体】①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

- 【補助率】①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）
②の場合：定額（9/10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

【貸付実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学準備金（貸付件数）	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件	915件
就職準備金（貸付件数）	821件	907件	889件	916件	702件

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- 高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親の経済的負担を軽減するため、負担割合の改善を図るとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設する

2 事業の概要・スキーム

＜対象者＞

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等により自立を図るための活動を行うこと
- 改** 支援の要件としていた**児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃**

＜対象講座＞

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

＜支給内容＞

（1）通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

（2）通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【R3実施自治体数】363自治体

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R3支給実績】事前相談：187人 支給者数：115人

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要

① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。

また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。



② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。



③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。



④ 情報交換事業

ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。



改 ⑤ ひとり親家庭地域生活支援事業 (従来の「短期施設利用相談支援事業」)

離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。

拡充内容

○事業内容

子育てや生活一般等に関する相談助言の実施、ひとり親家庭等の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行うとともに、**施設を活用する際に必要な経費の補助**を行う。

○対象者

ひとり親家庭及び寡婦に加え、**離婚前の困難を抱える家庭** (例：離婚調停中など) を新たに対象に加える。

○施設利用期間

おおむね1週間程度を、**おおむね3か月程度**とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

【実施自治体数】 897か所 《令和3年度》

【補助基準額】

- (1) 1か所当たり最大 12,528千円
- (2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額 4,507千円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

【対象者】

改

児童扶養手当受給相当（ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績（令和3年度）

○貸付件数：703件

○貸付金額：1億2982万円

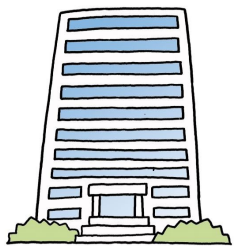
＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費等の履行確保に資する取り組みを実施する。

2 事業の概要

地方自治体



民間団体
＜事業の全部又は一部を委託可＞

離婚前後親支援事業

(1) 親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(2) 養育費等の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑦ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用した調停に係る費用への支援を行う。
- ⑧ **改** 弁護士費用支援
養育費の受け取りに係る弁護士への成功報酬の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ その他先駆的な取組
①～⑧のほか、養育費等の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。



- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可） 【補助単価】 1自治体当たり：16,000千円

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区・福祉事務所設置町村：1/2 【R4年度実績（交付決定ベース）】 172自治体

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- 親子交流支援事業について、対象者要件を見直し（児童扶養手当受給者要件の撤廃）。

2 事業の概要・スキーム

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,677千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,418千円】

在宅就業推進事業 (H20~)

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業 (H26~)

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,837千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,861千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,839千円】

親子交流支援事業【拡充】

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- **対象者の要件見直し**
- 【1か所あたり最大4,201千円】

心理カウンセラー等配置 (R3~)

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 (H26~)

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大20,689千円】
- 心理カウンセラー配置する場合【1市町村あたり3,000千円】
- 在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】 令和3年度就業相談件数（延べ数）92,765件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (77.4%)	115か所 (89.1%)

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数（162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

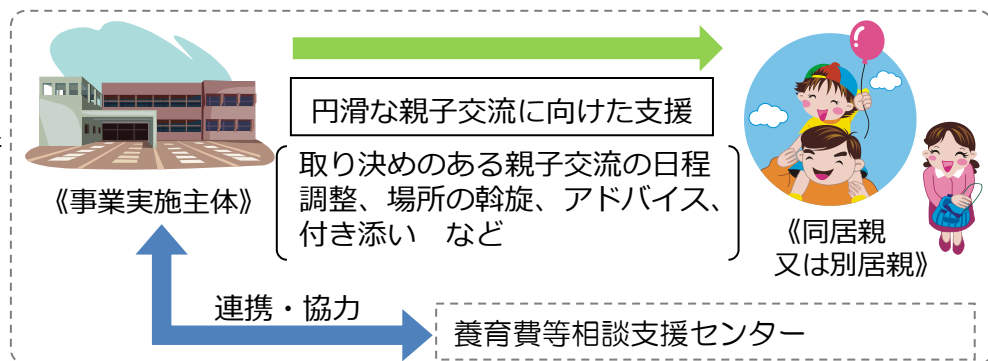
- 平成23年6月に公布された民法改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の交流が明示された。
- 適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。

2 事業の概要

- 事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置
- 支援の対象は、親子交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、概ね15歳未満のこどもとの親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親

改 支援の要件としていた **児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃**

- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した親子交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、こどもの受け渡しや付き添いの際には、こどもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】 国：1／2、都道府県等1／2

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施自治体数	9自治体	10自治体	15自治体	18自治体
相談件数	1,074件	928件	1,009件	719件
支援実施ケース数	69ケース	80ケース	80ケース	72ケース

*山形県、千葉県、東京都、富山県、岐阜県、長崎県、大分県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、函館市、岐阜市、吹田市、明石市、高松市、松戸市、港区

(参考資料) 令和6年度予算案における新規・拡充以外の事業

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業【平成26年度創設】 支援局 家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数（162 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種との支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,210千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種とのバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,648千円】

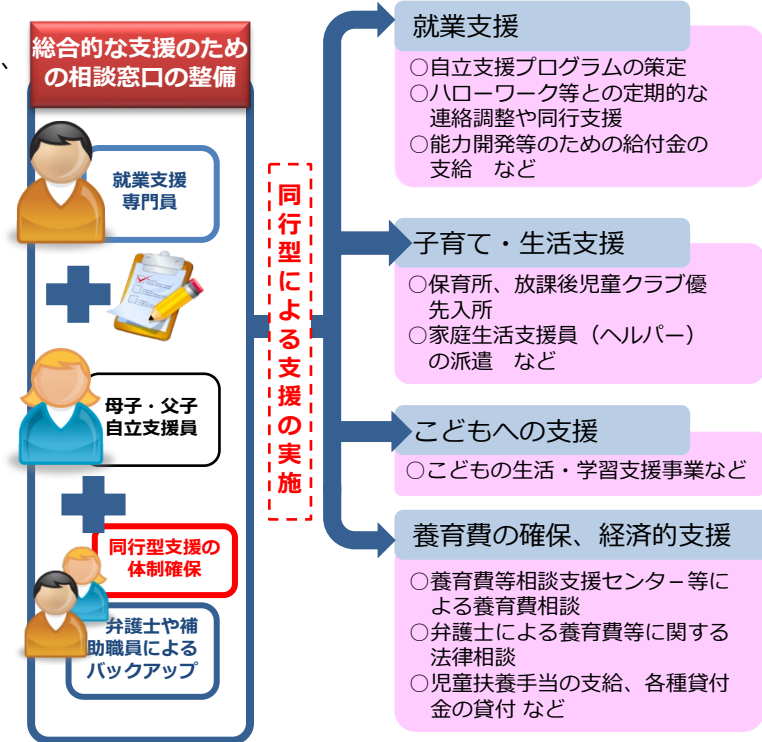
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,681千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるように、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

エ 同行型支援【1か所あたり年額1,821千円】（R5～）

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	36名	52名	61名	74名	93名	98名	103名
相談対応件数（延べ数）	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】 1か所あたり 2,200千円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。

(1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
- ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由

(2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等

(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)

- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅

保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

➤ 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う

➤ 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の一部を民間団体等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【R3実績】実件数 2,663件
延べ件数 23,305件

【補助基準額】

1 事務費分	1 か所当たり	4,202千円
2 派遣手当分	1 時間当たり	
	①子育て支援	
	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	1,000円
	(深夜、早朝)	1,250円
	(講習会会場)	1,500円
	(宿泊分)	5,000円
	(移動時間)	1,860円

	②生活援助	
	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	2,000円
	(深夜、早朝)	2,500円
	(移動時間)	1,860円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数(162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 令和5年度補正予算 3.7 億円

1 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

2 事業の概要・スキーム

令和6年度当初予算案における実施内容

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせ合わせて実施。
 - ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 軽食の提供
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

令和5年度第一次補正予算による拡充内容

- ① 大学等受験料
大学・短大・専門学校等の受験料
 - ② 模擬試験受験料
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試試験の受験料
 - ③ 長期休暇の学習支援の費用加算
長期休暇における、学習支援の回数増加に伴い必要な費用
- ※①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
 ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
 イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
 【実施自治体数】186か所 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
 【補助単価】

令和6年度当初予算案

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費(集合型)	1事業所当たり	4,898千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
(3) 事業費(アウトリーチ型)	1回の訪問が1日の場合	10,420円(半日以内の場合 6,700円)
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円
(5) 軽食費	1事業所当たり	832千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

令和5年度第一次補正予算

- ① 大学等受験料
高校3年生等：53,000円上限
- ② 模擬試験受験料
高校3年生等：8,000円上限
中学3年生：6,000円上限
- ③ 長期休暇の学習支援の費用加算
週1日：424千円加算
週2日：848千円加算
週3日以上：1,272千円加算

1 事業の目的

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

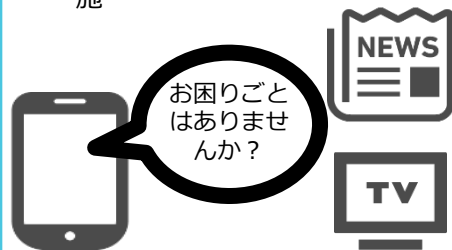
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報 等

(3) 広報啓発業務等

- ・ インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

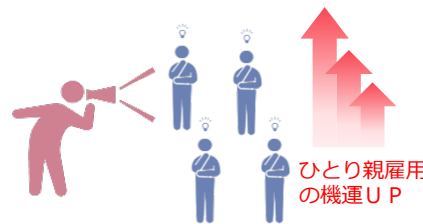
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 1 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

3 ひとり親の雇用に理解のある企業の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載

ひとり親雇用の機運を高める

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

令和6年度予算案：0.83億円（0.83億円）※（）内は前年度当初予算額

目指すべき方向

- | | | | |
|-------------|--------------------|--------|---|
| | (母子家庭) | (父子家庭) | |
| ○養育費の取決め率の増 | 約47% | 約28% | ➔ |
| ○養育費の受給率の増 | 約28% | 約9% | |
| | (令和3年度全国ひとり親世帯等調査) | | |
-
- ひとり親家庭の生活の安定
 - ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費等相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保等をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費等の相談支援の仕組み

国（こども家庭庁）が養育費等相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【令和5年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
 - 地方公共団体等において養育費相談等に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
 - 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
 - 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhi.or.jp
 - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕
- （参考）令和3年度実績 相談延べ件数：4,785件 研修等の実施：62回

・研修
・サポート

・困難事例の相談

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

（母子家庭等就業・自立支援センター等）

- リーフレット等による情報提供
 - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
 - 母子家庭等への講習会の開催
 - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- ・養育費等支援事業実施自治体数：125自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：11,612件
養育費専門相談員の設置：44か所、153名
- ・弁護士による相談実施自治体数：93自治体
弁護士による相談延べ件数：9,042件

1 事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

2 事業の概要・スキーム

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和3年度）】

- | | |
|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 母子福祉資金：106億1,607万円（18,898件） ② 父子福祉資金：7億2,361万円（1,235件） ③ 寡婦福祉資金：2億7,591万円（380件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
|---|----------------------------|